

北しりべし広域クリーンセンター非バイオマス分余剰電力売却仕様書

1 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、北しりべし広域クリーンセンター非バイオマス分余剰電力の売却について適用する。

(2) 件名 北しりべし広域クリーンセンター非バイオマス分余剰電力売却

(3) 供給場所 北海道小樽市桃内2丁目111番地2 北しりべし広域クリーンセンター

(4) 業種 一般廃棄物の焼却施設

(5) 発電出力 定格 1,990kW

(6) 供給電気方式等

ア 供給電気方式 交流3相3線式

イ 本線 1回線

ウ 標準電圧 6,000V

エ 標準周波数 50Hz

(7) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

北しりべし広域クリーンセンター敷地内に北しりべし廃棄物処理広域連合(以下「甲」という。)が設置した第1柱に施設した甲所有の区分開閉器電源側接続点

(8) 認定発電設備の区分等

本設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第6条に規定される再生可能エネルギー発電設備の認定を受けているが、甲から購入者(以下「乙」という。)に売却する余剰電力には再生可能エネルギー電気相当量を含まないものとする。

ア 設備名称 北しりべし廃棄物処理広域連合ごみ処理施設発電所

イ 設備ID R000103A01

ウ 発電事業者名 北しりべし廃棄物処理広域連合

エ 設備の区分 バイオマス発電設備(一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃料)

オ 認定日 平成24年10月26日

カ 調達期間 平成24年12月1日から令和9年3月31日まで(172月)

2 売却仕様

(1) 契約方法 単価契約

(2) 予定売却電力量 2,062,000kWh(非バイオマス発電電力量)

(3) 供給期間 令和3年4月1日0時から令和4年3月31日24時まで

(4) 余剰電力売却開始日 令和3年4月1日0時

(5) 予定非バイオマス比率 平均47.8%(直近3か年の実績値)

(6) 売却電力区分等

① 売却電力の区分別予定電力量は次のとおり。

売却電力区分			予定電力量
(参考) 予定バイオマス発電電力量			2, 246, 000kWh
予定非バイオマス売却電力量	平日昼間 時間帯(注)	夏季	166, 000kWh
		冬季	171, 000kWh
		その他季	478, 000kWh
	その他時間帯		1, 247, 000kWh
合計			4, 308, 000kWh

(注)

- 1 予定売却電力量に予定バイオマス比率を乗じて得た値をバイオマス発電電力量とし、予定売却電力量からバイオマス発電電力量を減じた電力量を非バイオマス売却電力量とする。
- 2 「平日」とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除く日をいう。

② 区分別電力量の売却単価は次の時間帯区分による。

平日昼間 時間帯(注)	夏季	7月1日から9月末日までの午前8時から午後10時までの時間
	冬季	12月1日から2月末日までの午前8時から午後10時までの時間
	その他季	夏季・冬季以外の午前8時から午後10時までの時間
その他時間帯		平日昼間以外の時間帯

3 売却電力量の計量等

- (1) 毎月の売却電力量の計量は、甲の供給場所に設置された取引用電力量計を介して、乙が行うものとする。
- (2) 計量日時は、甲、乙が協議の上、毎月定めるものとし、計量結果の記録を取り交わす。
- (3) 毎月の売却電力量の算定期間は、前月の1日から末日までの期間とする。
- (4) 計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量についてその都度、甲、乙協議して決定するものとする。

4 売却電力量の区分

- (1) バイオマス発電電力量は、各月の売却電力量に当該月のバイオマス比率を乗じて算定する。
(1kWh未満の端数がある場合は、小数点以下第1位を四捨五入する。)
- (2) 非バイオマス売却電力量は、売却電力量からバイオマス発電電力量を減じた電力量とする。

5 電力料金の算定

- (1) 非バイオマス発電に係る電力料金は、一般送配電事業者から乙へ通知される非バイオマス発電電力量に非バイオマスに相当する契約単価(消費税及び地方消費税を含む。)を乗じて算定する。(その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額とする。)
- (2) 乙は、甲に対して、上記(1)の非バイオマスに相当する電力料金を支払う。

6 電力料金の支払い

甲は、5により算定された当該月分の電力料金の納付書を発行して乙に送付し、乙は納付書の発行日から30日以内（その日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日）までに支払うものとする。

7 その他

(1) 権利義務の譲渡等

乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 売却電力の増減

予定売却電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する場合があるが、甲はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。

(3) 契約単価の変更

契約を締結した後において、法令の改正、甲の発電事情の変化等により契約単価を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上契約単価を変更することができる。

(4) 託送供給契約

ア 売却電力の供給のために別途乙と一般送配電事業者の託送供給契約が必要となる場合は、乙は乙の負担で一般送配電事業者と託送供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを甲に提出するものとする。

イ 接続検討申込みについては、甲の負担で甲が行う。甲は、乙が託送供給契約を締結する際に、本契約期間に限って、乙が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。

ウ 託送供給契約等に必要となる費用負担が生じた場合には、乙が負担する。

(5) 発電量調整供給契約

ア 乙はFITインバランス特例制度を適用した電気事業法、再エネ特措法に基づく計画値同時同量制度における発電契約者として、甲の発電設備を含む発電バランスンググループ又は特例発電バランスンググループを形成し、乙の責任と負担で一般配電事業者と適切な内容で発電量調整供給契約を締結するものとする。なお、発電契約者とは、「一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者」をいい、甲は発電契約者にはならないものとする。

イ 乙は発電契約者として、計画値同時同量制度における発電計画等の各種計画を作成し、電力広域的運営推進機関に提出するものとする。また、計画値同時同量が課せられる場合は、乙の責任でインバランス調整を行い、一般送配電事業者からインバランス供給を受けた場合、インバランス料金の負担は乙が負うものとする。

(6) 情報伝送装置の設置

ア 甲の供給場所に設置された取引用電力計から情報を得るために情報伝達装置（以下「伝送装置」という。）を設置する必要がある場合は、乙の財産として乙の負担で設置する。

イ 乙の所有する伝送装置の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担で撤去する。

(7) 改正FIT法について

改正FIT法に伴い、FIT電気は本契約とは別途で一般送配電事業者へ売却し、本契約はFIT電気以外の売却とする。

(8) 協議

仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準じるものとし、甲、乙協議により定めるものとする。

(9) 添付資料

- ・ 予定余剰電力量及びバイオマス比率等
- ・ 北しりべし広域クリーンセンター（焼却炉）年間運転計画(案)